

医師、看護師等の宿日直許可基準については、一般の宿日直の場合と同様に、それが通常の労働の継続延長である場合には宿日直として許可すべきでないと言われていましたが、医師等の宿日直についてはその特性に鑑み、この度許可基準の細目が定められました。今回は医師の宿日直基準と医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方をお伝えします。

「医師、看護師等の宿日直許可基準について」 (令和元年7月1日基発0701第8号)



- (1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後の勤務であること。
※通常の勤務態様が継続している間は、通常の勤務時間の拘束から解放されたとはいえないので、その間の勤務は、宿日直の許可の対象とはならない。
- (2) 宿日直に従事する業務は、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること
・医師が少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や看護師等に対する指示、確認を行うこと
・医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間において、少数の軽症の外来患者やかかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や看護師等に対する指示、確認を行うこと
- (3) (1)(2)以外に、一般の宿日直の許可の条件を満たしていること
→宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度とする、夜間に十分な睡眠がとれるよう仮眠室等がある、など

- 基本的に従来の許可基準を変更するものではありません。
→以前に提出していれば、更新の必要もありません。今一度許可を受けているか、実態と合っているかを確認してください。
- 宿日直中に、通常の勤務時間と同態様の業務が稀にあったとしても、一般的にみて、常態としてほとんど労働することがない勤務であり、かつ夜間に十分な睡眠がとり得るものである限り、宿日直の許可を受けられます。
→通常勤務と同態様の業務に従事した時間については、その時間に応じて割増賃金を支払われるよう取り扱うことが必要です。



「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」 (令和元年7月1日基発0701第9号)



- 医師についても、従来の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日)の考え方は共通です。

ウ. 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は、労働時間となります。

■研鑽の取扱いに関する基本的な考え方

所定労働時間内の研鑽

使用者指示された勤務場所(院内等)において行う研鑽は当然労働時間となる。

所定労働時間外の研鑽

研鑽が上司の明示・黙示の指示により行われる場合には、診療等の本来業務との直接の関連性がなくても一般的に労働時間に該当する。

診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ上司の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、一般的に労働時間に該当しない。

■研鑽の種類には次のようなものが考えられます。

- ・明日の手術のための予習
- ・病院に設置されている医療機器の練習
- ・学会発表のためのまとめ
- ・最新の医学雑誌の購読など
- ・院内で実施される症例研究

研鑽の種類ごとの基本的な考え方

(1) 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

【具体的内容】

診療ガイドラインについての勉強、新しい治療法や新薬についての勉強、自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り、シミュレーターを用いた手技の練習等

【労働時間の該当性】

業務上必須ではない行為を自由な意思に基づき所定労働時間外に自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示がなく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。

※ただし、診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは、労働時間に該当する。

(2) 博士の学位を取得するための研究及び論文作成や専門医を取得するための症例研究や論文作成

【具体的内容】

学会や外部の勉強会への参加・発表準備、院内勉強会への参加・発表準備、本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆、大学院の受験勉強、専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等

【労働時間の該当性】

上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、業務上必須ではない行為を自由な意思に基づき所定労働時間外に自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。

※ただし、就業規則上の制裁等の不利益が課されているためその実施を余儀なくされている場合、研鑽が業務上必須である場合、業務上必須でなくとも上司の明示・黙示の指示をして行わせる場合は、労働時間に該当する。

(3) 手技を向上させるための手術の見学

【具体的内容】

手術・処置等の見学の機会の確保や症例経験を蓄積するために、所定労働時間外に見学を行うこと等

【労働時間の該当性】

上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があっても、業務上必須ではない見学を自由な意思に基づき所定労働時間外に自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う場合、当該見学やそのための待機時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。

※ただし、見学中に診療を行った場合については、当該診療を行った時間は、労働時間に該当すると考えられ、また見学中に診療を行うことが習慣化、常態化している場合については、見学の時間全てが労働時間に該当する。

◆研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境整備

- ・労働時間に該当しない研鑽中は、通常業務への従事を指示しない。
- ・労働場所と研鑽場所を区別する、研鑽中は白衣を着用しないなど、外形的に明確に区別する。
- ・医療機関ごとに研修に対する考え方、所定労働時間外に在院する場合の手続き、診療体制などの取扱いを明確化し、書面等で示す。これを院内職員に周知していくことが大切です。



宿日直許可基準・研鑽に係る労働時間に関する通達の詳細は

www.mhlw.go.jp/content/10800000/000526011.pdf



7・8月の活動内容

- ☑ モデル病院訪問 <5病院>
- ☑ 個別支援・相談対応 <5件>

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益財団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL: 073-488-5131 FAX: 073-424-5676

E-mail: wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問も致します